

テン●プス

TEMPUS

創刊号



発刊のごあいさつ

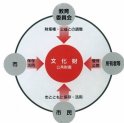
このたび文化財啓発電子「かいづか文化財だより テンプス」を発刊することになりました。皆様身近に接しているはずの文化財ですが難しい、堅いといったイメージがあり、また地域生活に浸透しきれていない感があります。私たちはこうしたイメージをなくして、「気軽につき合える文化財」を目指し、皆さんに理解していただくための情報をお届けします。このニュースを見て少しでも文化財を身近に感じ、明日のまちづくりに活かしていただけることができれば幸いです。

貝塚市文化財保護条例4月から施行

去年9月の市議会で、「貝塚市文化財保護条例」が制定され、4月から施行されることになりました。この条例では、市が市民のみを主さんといっしょになって、市域に残る文化財を守り生かしていくべきことをうたっています。また、条例の施行によって、貝塚市独自の文化財の指定や登録ができるようになり、保存・活用が進められていきます。条例が制定している内容について簡単に見ていきましょう。

市や市民、所有者の方々の任務とは？

条例では、市は、文化財が歴史理解や文化の向上発展の基礎をなすものとして、その保存活用に努力せねばならないとしています。また、市民のみを主さんや所有者の方々に対しても、文化財が公共財であることを認識し、市に協力して保存活用に関わるべきだとしています。もちろん、個人の財産権や他の公益を遵守することも必要であり、調整役としての教育委員会の役割についても明記されています。



「文化財」にはどんな種類が？

国の「文化財保護法」には、文化財と定義されるものの種類が記されています。条例ではこの定義がそのまま準用されていますが、国・重要文化財などの国指定文化財と、大府県が指定した文化財は除外して考えられています。なぜなら、国・府指定のものについては、国民や市民が一体となって保護活動をするべきであり、広域的な法制度が用意されているからなのです。条例では、文化財の種類を次のページのように分けて考えています。

保存と活用のための必要経費は？

文化財の保存と活用をすすめるためには、適正な日常管理及び修繕が不可欠です。条例では、その



費用は所有者自身に課されていますが、指定文化財についてはその経費負担が多くなる場合、市が基準に沿って補助することがあります。

文化財の種類

①有形文化財	●建 造 物—社寺、民家、工場、橋、塚など
	●美 術 工 芸 品—仏像などの彫刻、絵画、刀剣、陶磁器など
	●書 籍 古 文 書—書籍、経典、古文書
	●考 古 資 料—石器、土器、木簡、埋蔵品など
②無形文化財	●舞踊・音楽などの芸能
	●陶芸、金工、木工などの技術
③民俗文化財	●有形民俗文化財—農具・漁具・生活用具、衣服、祭や慰労のための道具など
	●無形民俗文化財—年中行事、伝説習俗など
④史跡名勝天然記念物	●史 跡—古蹟、城跡、社寺の跡、記念碑など
	●名 勝—庭園、奇岩、滝など
	●天 然 記 念 物—日本、鳥獣、植物群集、生物生息地など
⑤伝統的建造物群	●歴史的町並み、伝統的な民家集落
⑥埋蔵文化財	●地中に埋まっている先人の生活や文化の痕跡

■文化財の「指定」と「登録」の違いとは？

この条例の特色は、市文化財の指定制度とともに登録制度を盛り込んでいることです。「文化財の登録」とは、市内の文化財のうち、指定されたもの以外の中から、地域に根ざした価値の高いものを

登録することによって、実態を把握しつつ、地域のみなさんが価値認識を深めることを目的として行なうものです。

●文化財の指定

市内にある文化財のうち、地域の歴史文化にとってとくに重要なものを指定し、その保存と活用をはかる。

●文化財の登録

地域に根ざした文化財のうち、とくに重要なものを登録し、実態を把握するとともに、地域住民自らの認識を高める。

■「文化財保護審議会」の任務は？

市域の文化財の保存活用をすすめるため、専門的な見地から調査審議を行なうことを目的として、教育委員会内に文化財保護審議会を設置することとされています。審議会では、10名の専門委員が、指定や登録の其中の他、保存活用施策の調査検討、保存の事項に対する助成助言などを行ないます。

◎条例に関する詳細のお問い合わせは、
教育委員会社会教育課までどうぞ。

平成7年度埋蔵文化財発掘調査成果

平成7年度は国庫線、駅や所の埋蔵文化財発掘調査が行なわれました。ここではその一覧表と今年度行なわれた発掘調査の中から主なものについて紹介したいと思います。

1. 平成7年度埋蔵文化財発掘調査一覧表(平成7年4～11月末迄)

遺 跡 名	調査件数	調査面積(m ²)	内 容
加納・神前・島中遺跡	9	5,205	発土時代以降の陶器、漆器、中世以降の居住地等の発見
名越遺跡	2	12	中世の集落跡の確認
貝塚寺内町遺跡	6	1,629	江戸時代の宅地跡の広がりを確認
明徳寺跡	1	9	中世の遺物包含層を確認
森入遺跡、森久遺跡、 森ノ大地遺跡、美原地遺跡	1	7,000	中世以降の丘陵部開拓の史跡を確認
石才庫遺跡	2	50	集落跡の端部を発見
沢遺跡	1	12	中世の遺物包含層を確認
豊勝寺城跡	1	6	中世の遺物包含層を確認
水間寺遺跡	1	10	近世の土地利用の確認
二十山西遺跡	1	8	遺構、遺物無し
津田北遺跡	1	650	中世から近世にかけての集落変遷の状況
原池遺跡	1	6	遺構、遺物無し
沢城跡	1	11	中世の集落を発見
地蔵堂遺跡	1	12	遺構、遺物無し
新井・島久遺跡	2	21	中世遺物包含層の確認
原沢遺跡	2	6	中世遺物包含層の確認
森下沢遺跡	1	12	中世遺物包含層の確認
島の西遺跡	1	12	中世遺物包含層の確認
工下遺跡	1	60	遺構、遺物無し
原田遺跡・信法庵寺	1	4	遺構、遺物無し
石才遺跡	1	11	中世遺物包含層の確認
平田北遺跡	1	3	遺構、遺物無し
南遺跡	1	20	中世遺物包含層の確認
合計	49	15,291	
遺跡発掘調査	10	100	新たに3ヶ所の遺跡を発見
総合計	59	15,291	

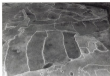
2. 発掘調査成果報告 加治・神前・高中国造跡

加治・神前・高中国造跡は、現在の加治、高中国、石才地区にまたがる遺跡です。今回調査を行った場所は、元の加治郡中伏公民館があった場所です。中央公民館の移転に伴い、マンションが建てられる事になり、事前に発掘調査が行われたのです。その結果、江戸時代の粘土土器類、鎌倉～室町時代の井筒跡、古墳時代の流路(石林の跡)、弥生時代の井戸などが見つかりました。

粘土土器類は調査区域南半分の広範囲に広がっています。この辺りは中世の耕作土を取り除くと、黄色粘土が広がっています。北側には古墳時代の石の跡があったためか砂地が広がっており、うまい具合に粘土のある部分だけを隠しだしています。埋土を取り除いてよく観察すると、深さは50cm～1m、幅2～3mの長方形に粘土を盛り造られていることが判ります。江戸時代には機械などは無く、すべて人力で盛り下げていると考えられます。かなり大規模な工事だったようです。

では、どうしてこのような大規模な粘土取りを行なったのでしょうか。この発掘調査地の北側には、圓泉寺を中心として築いた寺内町がありました。風湿を調査すると、寺内町を取り囲むように同様の粘土土器類が見つかります。この時期、寺内町はどんどん大きくなって範囲を拡張しています。採取した粘土は寺内町の建築材料として使われていたと考えられます。

調査地の北側には流路が見つかりました。流路は幅約15mで航行しをがら舟から石にむかって流れています。深さは50～200cmで、川というには浅いようです。流路の中からは古墳時代の直造器(す



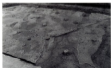
粘土土器類

えき)と呼ばれるうつわが見つかりました。このことによって流路が古墳時代のものであることが分かります。流路からはその他に有蓋式土器(ゆうぜつせんとうき)と呼ばれる石蓋がほぼ完整に見つかりました。これは狩りの道具で、蓋と呼ばれる石蓋の下にある突起部分を木の先に括弧付け槍先として使用したもので、時代は縄文時代早期(約1万年)前)のもので、今までの調査で断片で見つかったものはあるものの、今回のように完整で見つかったのは同郡では初めてです。この有蓋式土器は残存も良く、すぐ近くから落ちてきたものと考えられます。

流路を掘り下げると弥生時代の井戸が見つかり、中から弥生土器の蓋の破片が落ちてきました。井戸は東西約1.2m×南北約1.5mの大きさで、深さ約1mの真圓形の井戸です。周辺の調査では弥生時代の土器はありますが、明確な遺構はなかなか出てきませんでした。今回の発見で弥生時代には調査地周辺に生活の拠り所があったことが判ります。

これらの調査結果によって弥生時代に集落であった調査地周辺が、井戸が埋まってから後、古墳時代になると土埋め林の遺跡が流れるようになり、やがて鎌倉～室町時代頃には耕作地となっていたという歴史が窺えます。その後江戸時代になると粘土土器類場となったようです。

このように今回の発掘調査は弥生～江戸時代の長い期間の遺跡の変遷を追えることができ、加治、高中国地域の歴史を窺うにあたって大いに役立つ成果と言えるでしょう。



古墳時代の直造器と弥生時代の井戸(石上の丸く囲んだ部分)

Q&A 文化財係と郷土資料室のしごと

Q 「文化財係」って何？

A 社会教育課文化財係では、具知市の歴史を語る多様な資料や文化財を調査・収集し、それらを保存・活用するための種々の事業を進めています。中でも古文書や美術工芸、民謡資料を調査、研究するしごとについては、具知市郷土資料室で行なっています。

Q 「具知市郷土資料室」ってどこにあって、普段は何をしているの？

A 具知市郷土資料室は、市民図書館の2階にあります。事務室には職記3名と調査補助員が数名いて、上記の歴史資料を研究、整理しています。また、臨時市内各地の歴史資料を保管されている個人宅や寺社、企業などへはかけて調査をしています。また、普段のしごととは別に調査事業として「かつらぎ歴史文化セミナー」と題した講演会を開催しています。



具知市公民文化センターで開かれた「かつらぎ歴史文化セミナー」の様子

Q 調査、研究した成果はどのような方法で公開してきたの？

A 来ていただければわかりますように、事務室に隣接して約10㎡の展示室があります。この展示室で、調査、研究した成果を展示し、回覧を併行することで市民の皆さんに還元しています。また、資料を整理して目録を作成したり、情報のデータベース作りを行なっています。

Q 「具知市郷土資料室」ってこれまでどのようなしごとをしてきたの？

A 具知市郷土資料室は、市民図書館のオープンと同時に平成元年4月に開設されました。それ以来、平成6年までのしごとについては、「具知市郷土資料室事業報告」を作成し、その中にまとめてあります。具知市郷土資料室の事業をより理解していただくためにも是非一度ご覧ください。

Q 最近はどういうことをしているの？

A 具知市郷土資料室では、平成3年度から市内に所在する歴史・美術・建築・民謡・考古の各文化財についての基本調査を行なってきました。ここでは広く市内の文化財の状況を把握することが目的でした。その成果は「具知市文化財基本調査報告書」の発行と特別展の開催によって公開しました。そして平成7年度からは、個別の文化財についてより詳しく調査するために専門調査を実施しています。現在は西葛城地域を中心とした寺院や遺跡資料の調査を行なっています。また昨年には、市民の皆さん自身で文化財に接していただく事業として「具知歴史散歩—かつらぎ散歩—見よう・知ろう—」を発行しました。本年はさらに「ハンド」を「具知歴史散歩マップ」を発行予定です。どうぞご利用ください。



文化財調査風景

遍照寺の木造 地藏菩薩立像

兵庫県土木資料家では、左記に述べましたように、平成7年度から市内の文化財についての専門調査を実施しています。とくに7年度は西宮城地域に所在する寺院の所蔵資料、とりわけ仏教美術に関する資料を調査しています。この調査は、市文化財保護審議会委員の古原忠雄先生のご指導を仰ぎながら進めています。

これまで史書等の資料について多くと新事実が発見されましたが、今回紹介いたします遍照寺の木造地藏菩薩立像もそのひとつです。

本寺場所の遍照寺は、弘法大師によって開かれたと伝えられる真言宗密教系の寺院です。もとは高野山が本坊と称しましたが、18世紀に阿闍上人によって中興され、早稲田藩士の松井氏、岡部氏から崇敬され保護を受けました。当寺には、これら藩士からの御印状が多数残されています。講堂は、貞享3年(1686)の建立です。大講堂や校祈講が現存し、5月1日には文化13年(1806)製作の大般若經60巻の転読が行われます。また4月5日には境内の行場で修験者による修験大講堂法要が行われます。

右の地藏菩薩立像は、この遍照寺の信徒会館内に安置されています。今回の調査で、製作時期は、平安末期から鎌倉初期にかけてであることが判明しました。ヒノキ材の木造で、顔は彫り、古びた色になっています。頭部より足跡までを統一材で彫り出し、顔は丸めて白毫(びやくご)をつけ、二道を開き、右手には錘杖(つゑじょう)、左手に骨を屈して宝珠(ほうじゆ)を持ち、袈裟と雲をつけ蓮台上に立ちます。内脚(うちぐり)はありません。

保存状態としては、右肩から先が衣も含めて脱落、左肩先も衣も含めて脱落です。額左側脱落となっています。法衣部分は全表面に及り、朽蝕部は木屑等で充填しています。両耳部は欠損し、面彫部分は別材による後補です。持物、宝珠、光背は江戸時代の製作です。



木造 地藏菩薩立像 平安末期～鎌倉初期 像高55.1㎝



遍照寺大講堂

願泉寺表門 竜の彫刻が修復完了

中野にある願泉寺は、天文14年(1545年)、無住の卒庵に総持願泉寺より石造阿弥陀を遷したことが始まりといわれています。天文24年(1555年)には加賀の町が一両筋の寺内町として取り立てられ、願泉寺もその中心寺院として栄えてきました。天正11年(1583年)には肥前豊前から願泉寺を遷え、以後3年間はその本願寺御堂となっていたことがあります。周辺は古い町並みとともに、今も当時の寺内町の面影を残しています。寺院建築は創建当時のものは存在しませんが、江戸時代前期の寺院の復原(がらん)面影をよく残しており、平成5年に指定、南門、太鼓堂4国の重要文化財に指定されています。

表門は寛文7年(1767年)に建立された式部卿の御願門で、一面と技巧を凝らした彫刻を施し、正副両門(なげし)上に竜の彫刻を配した非対称の装飾性に富んだものです。しかし平成7年1月27日の暴風・強風式部堂の他に竜の彫刻も被害を受け、損傷しなくてはならなくなりました。このたび修復を終え、再び皆さんの目に留ませたい姿を見せています(表紙写真)。また修復の際「願門跡口願泉寺入道長教宗 寛文七年辛酉十一月廿八日 奉願



右エ門前」の彫刻が破損され、貴重な発見となりました。

一方、平成7年度の事業として寺の建物は自動火災検知機をつけることになり、無償工事が終わりました。この自動火災検知機は火災を感知すれば自動的に消防署へ連絡できるようにしており、貴重な文化財の損失を防ぐことに万全を期しています。詳細の歴史を調み、物語ってくれる歴史家達をこの先もずっと守り残していきたいように努力を続けているのです。

「テンプス」って?

今回この冊子を手にとられた、皆様は「テンプス」って何の雑誌?と聞かれた方も多いのではないでしょうか。「テンプス」とはラテン語の「Tempus」で、英語が「Time」の語源でもあり、「時」を意味します。これは私達建築家一両の知識もふくまざって、各国の歴史文化の発祥でもあるラテン語で良い意味の言葉は多いかと考え、ラテン語英訳辞典を片手に歴史を調べて選んだものです。「時」を意味して時に歴史文化財を守り、永遠に「時」を刻むことができるようにという意味が込められています。これから毎「かいつか文化財だより」テンプス」が広く流通し、皆さんとともに時を刻むことができたらーと考えています。

編集後記

ようやう「かいつか文化財だより」を皆さんにお届けすることができました。皆さんに受け取ることになってもらいたい。こんな気持ちで取り組み始めた編集者です。何かがいやなことが多い中で、無理に何事も(文化財の記事も)受け取ることと一心一意でやるという覚悟を目にし、少し、文化財は何十代、何百代と聞かれるほどの価値にもごもを誇り続けています。それに比べて私たちの価値の存在はほんの少しの瞬間にしがちがないような気がしますが、そんな息災の瞬間を想い、惜まことは忘れても記憶をしてもいい、ほつと一瞥ついでに文化財の1/1000に思っています。皆さんのご意見をお待ちしております。



かいつか文化財だよりテンプス創刊号

平成28年3月2日(日)発行
発行所 教育出版会
〒565 1401 豊後市神中1丁目1-1
豊後印刷所2号
印刷 日本学術印刷株式会社